

令和7年度第4回富山県公立大学法人評価委員会 議事録（概略版）

1 日時 令和8年1月19日（月） 13:30～15:30

2 場所 富山県立大学射水キャンパス 9階特別会議室

3 出席委員

- ・林 幸秀〔(公財)ライフサイエンス振興財団理事長〕※委員長
- ・酒井 康彦〔名古屋大学特任教授、名誉教授〕
- ・水口 勝史〔(一社)富山県機電工業会会長、立山科学（株）代表取締役社長〕
- ・藤重 佳代子〔(株)マーフィーシステムズ代表取締役社長〕
- ・茶木 梨津子〔公認会計士、税理士〕

4 会議の概要

- ・司会が開会を宣言
- ・議事に先立ち、法人より、「大学院情報工学研究科入学者選抜における実施上の誤り」及び「Microsoft Teams の設定ミスによる個人情報の不適切な取扱い」についての謝罪があった。
- ・県経営管理部長から開会の挨拶
- ・司会から林委員長に議事の進行を依頼し、以後の進行については委員長が行った。
- ・委員長から（評価の対象である）法人が本日の委員会に最後まで同席することについて、委員の了承を得た。

議事1 大学院情報工学研究科入学者選抜における実施上の誤りへの対応状況について（報告）

議事2 Microsoft Teams の設定ミスによる個人情報の不適切な取扱いについて（報告）

<事務局説明>

資料1、2に基づき説明。

(委員長)

それでは、本報告についての質問、意見をお願いしたい。

(委員)

入試ミスについて、本来、事前に打合せを行うことが前提となっているはずの事案であるが、その際、試験の実施方法など、いわば「問題となり得る点」について、事前の打合せは行われなかつたのか。

次に、個人情報の取扱いに関する点である。正直なところ、ややお粗末な印象を受けた。教職員に対しては、マニュアルの整備やセキュリティ対策研修の実施などにより、個人情報の取扱いについて徹底してきたとのことであるが、学生についても同様の配慮が必要である。学生が興味本位で情報を閲覧し、それをSNS等で拡散してしまう可能性も十分に考えられる。したがって、学生に対しても、eラーニングやガイダンス等を通じて徹底する必要があると考える。その点について、現在どのような取組みを行っているのか、伺いたい。

(法人)

入学試験の実施にあたっては、当然のことながら、関係する教職員による事前の打合せを行っていた。しかしながら、先ほど説明したとおり、当該事案を想定した内容がマニュアル上に明確に記載されていなかったため、このような事態が発生し得るという認識が、事前に十分共有されていなかった。

今回の事案を受け、今後想定されるさまざまなりスクについて、マニュアルの改訂を実施したところである。今後は、こうした対応を徹底することにより、同様の事案が再発することのないよう努めていきたいと考えている。

(委員)

やはり、こうした想定外の事態も含め、今後はあらゆる可能性を想定し、マニュアルを整備していただきたい。

(法人)

個人情報の取扱いについては、現状、学生に対しては、入学時のガイダンス等において、こうした事項について一定の説明を行っている。確かに、このような問題が発生した際に、学生からも情報が早期に共有されることや、学生自身が大学の内部情報を持っていない、という前提で運用してきた面はある。しかしながら、先ほど指摘のあった

とおり、外部に拡散される可能性といったリスクは、やはり存在するものと考えられる。そのため、現在実施している学生に対するセキュリティ対策についても、徹底する方向で検討していきたいと考えている。

(委員)

本事案は、学生からの指摘によって発覚したものであり、学生に対する注意喚起もしっかりとしていただきたい。

(委員)

入試について、今回の事案への対応として、マニュアルを整備することであるが、実際の運用面において確実に機能する体制となっているかが、今後はより重要なとなると考える。控室には複数名の教職員が配置されていたのだろうか。仮に一人配置であった場合、たとえマニュアルが存在していても、それを参照しない可能性がある。試験会場内において、相互に確認し合える体制を構築することも、再発防止の観点から必要ではないかと考える。その意味で、当時、複数の試験監督が配置されていたのか、また、仮にそうでなかつた場合には、今後見直す考えがあるのかについて伺いたい。

次に、Microsoft Teamsに関する点である。先ほど委員から指摘があった点は極めて重要である。令和4年7月以降、閲覧可能な状態が続いている可能性があるにもかかわらず、事案が発覚したのが昨年12月であったという事実は、重く受け止める必要がある。今後、学生が社会に出て企業等で働く際には、個人情報や企業の機密情報の取扱いが極めて重要となる。その際に、どのような姿勢で情報を扱うべきかについては、大学在学中からしっかりと指導していただきたい。

また、本件に関しては、23名の学生が閲覧可能な状態にあったとのことであるが、実際に学生が閲覧した内容について、外部に公表しないよう指導を行ったとの説明であった。しかしながら、さまざまな形で情報が流出する可能性は否定できない。そこで、この23名の学生に対し、情報を外部に流出させないことについて、何らかの署名など、明確な形での制約を設けているのかについて、併せて伺いたい。

(法人)

入試における体制について、当時は、控室での対応は、基本的に 1 名体制で行っていた。委員から指摘のあったとおり、チェック体制が確実に機能するよう、複数名を配置するなどの見直しを検討していきたい。

次に、本件に関係した 23 名の学生については、事案が緊急であったことから、電話により個別に連絡を取り、当該情報を外部に漏らさないことについて、本人に直接伝え、口頭で確認を行ったところである。

(委員)

本来的には、学生に対しても、口頭による注意にとどまらず、文書によって改めて確認を行うべきであったのではないかと考える。本事案の重要性を学生に十分理解させるためにも、そのような対応は必要であったと思われる。また、その実効性を確保する観点からも、何らかの形で書面による確認や同意を得ることが適切であったのではないか。

(法人)

大学のセキュリティ担当の部署で対応を検討したいと思う。

(委員)

一般に I T 企業等であれば、情報セキュリティの責任者が置かれているのが通常であるが、その責任者はどなたか。また、今回問題となった T e a m s の設定について、どの部署が、どのような判断のもとで行ったのか、責任の所在が必ずしも明らかになつていなないように感じられる。この点について、どの部署がどのように関与していたのかを確認したい。

本件は、単なる技術的な設定ミスにとどまるものではなく、組織的な要因が複数重なって生じた事案であると考える。例えば、運用が個人の判断に委ねられていたこと、複数人によるチェック体制が存在しなかったことなどが挙げられる。特に強く懸念しているのは、最大で約 3 年半にわたり、学内で個人情報を含むデータが閲覧可能な状態にあったという点である。現時点では把握されているのは、23 名の学生が閲覧したという事実のみであるが、実際にはそれ以上に広がっていた可能性も否定できない。このような状態が長期間にわたり見過ごされてきたという点において、組織としての管

理体制そのものに問題があったのではないかと考える。また、個人情報を含むデータをMicrosoft Teams上で共有するという設計自体に、そもそも問題があったのではないかという疑問もある。

以上を踏まえ、現在、どのような認識のもとで再発防止策を検討しておられるのか伺いたい。

(法人)

まず、情報セキュリティの体制について、本学においては情報セキュリティは三段階の体制で整理しており、最終的な最高責任者は副学長・情報セキュリティ最高責任者である私である。

また、本学における情報システム全般の運用については、情報基盤センターが担っている。情報基盤センターにはセンター長が置かれており、この者が、学内における情報セキュリティの実務上の最高責任者という位置付けとなっている。

(委員)

三段階の体制はわかったが、どの部署がどのようにTeamsの設定を行ったのか。また、この三段階の体制の中に専門的な知識を持った人がいるのか。

(法人)

Microsoft Teamsは大学全体で整備・運用しているものであり、その管理は情報基盤センターが担っている。今回問題となったチームの設定についても、情報基盤センター内で一定の議論を行った上で決定されたものである。具体的に、どの設定項目をどこまで検討したのかについては、現時点では詳細を把握していないが、「現行の設定で運用する」と判断した主体は情報基盤センターである。

実際のオペレーションについては、外部事業者の支援を受けながら対応している部分もある。ただし、「どのような設定で運用するか」という方針そのものは、本学が決定すべき事項であり、最終的には教員が判断している。

今回の事案は、Teamsに関するアプリケーションレベルの知識、すなわち「このような設定項目が存在し、チームの所有者がそれを変更できる」という点まで十分に理解した上で設計されていたとは言い難い。その意味では、Teamsの運用や設定

について、必ずしも専門的な知見に基づいた対応ができていたとは言えない。

また、本件が最大で約3年半にわたって継続していたという点は、確かに極めて重大な問題である。この背景として、教員は当然閲覧権限を有しているため、教員が閲覧しても「異常な状態」であることに気付きにくかったという事情がある。本来であれば、学生権限を持つ教員をあらかじめ設定し、その教員が定期的にアクセスするなどして確認を行う体制を構築すべきであったが、そのような仕組みが整備されていなかったことが、結果としてこの状態を長期間見過ごすことにつながったと考えられる。

(委員)

Teamsの設定というよりも、ファイルに容易にアクセスできることに問題があると考えるが、ファイルサーバ側に階層があって、ログインパスがないと閲覧できないというのが一般的な会社だと思うが、そうなっていないということか。

(法人)

本件において、Teamsへのログイン自体については、多要素認証を導入しており、IDとパスワードだけではアクセスできない設定を、大学全体として行っている。これは、主として外部からの不正アクセスや情報漏えいを防止するための対策である。しかしながら、今回このような事態が生じた理由は、この対策が「外部からの侵入」を想定したものであった一方で、Teamsの「チーム」自体が「パブリック」に設定され得るという仕様について、十分に理解できていなかった点にある。本来は閉じられているはずだと認識していたチームの内容が、学内の他の学生から閲覧可能な状態となっていたことが問題の本質である。「外の人」といっても、Teamsのアカウントを持つ者に限られるため、学外の不特定多数に公開されていたわけではない。しかし、当該チームのメンバーではない学内の学生から閲覧できる状態であったという点は、重大である。大学としては、情報の流出を「学外への漏えい」として主に想定し、外部には漏れない設計を重視していたため、チームが「パブリック」に設定された場合に、学内の他の利用者から見えてしまうというリスクへの認識が不十分であった。本来であれば、ファイル単位で閲覧権限を設定することが望ましいが、実務上は困難であるため、チーム単位で制御を行っていた。しかし、そのチーム自体が「パブリック」となってしまったことが、今回の事案の直接的な原因である。現行のツールを用いて、技術

的な対策のみで完全に防止することには限界があると認識している。

ただ、管理的対策が不可欠である。本学では現在、機密性に応じて四段階に分けて運用しているが、今回対象となったデータには個人情報が含まれていたことから、その区分判断をどの程度厳格に行うべきかについて、今後さらに検討を進めていきたいと考えている

(委員)

個人情報の取扱いに関する事案は、大学に対する信頼に直結する極めて重大な問題であると認識している。その一方で、隠さずに公表したことについては、再点検につなげられたということで評価できる。再発防止策に力を注いでいただきたい。

(委員)

やはり本件の最大の論点は、「3年半」という期間である。前回も指摘したとおり、品質問題や情報漏えいといった事案は、現時点での対症療法的な対応だけで済ませてよいものではない。こうした問題は必ず過去にさかのぼる性質を持っており、「これまでどうであったのか」という視点を見逃すことはできない。その意味で、現場サイドよりも、むしろ県庁の職員の方が、この問題をより重大に、緊張感をもって受け止めているのではないかと、経験上感じている。現場としては、「今回の対応でひとまず蓋をしたい」という思いがあるのかもしれない。しかし、実際には、この状態が4年近くも続いているのである。ここに問われるべきは、まさに大学全体としてのガバナンスである。この長期間にわたり見逃されていた事実を、どのように評価するのか。それこそが、今回の本質的な論点ではないかと考える。確かに、我々が評価の対象としているのは、令和3年度から令和6年度までの期間であり、その中で今回、入試の実施上の問題、そしてそれに続いて個人情報の取扱いに関する事案が明らかになった。個人の立場から見れば、内部であれ外部であれ、個人情報が漏えいしたという事実そのものが信頼を損なうものであり、「今だけの問題」ではない。過去にさかのぼっても、そのような状態が生じ得たという事実は、大学としての運営上、組織的なガバナンスの力が十分でなかったことを示している。その事実を、どのように評価するのかが問われているのである。

これは決して「今この瞬間だけの問題」ではなく、「過去から続いてきた問題が、た

またま今、発覚した」という捉え方が重要である。この点を大学側がどのように認識し、どのように評価するのかに、今回の対応の本質がかかっていると、私は強く感じている。

(法人)

3年半という期間の長さと、900人を超える人数が関係し得たという点は、極めて重大な事案であると認識している。先ほど「外部への漏えい」という表現を用いたが、これまでの本学の意識が、「漏えい＝外部への漏えい」という考え方方に強く偏っていたことは否めない。実際には、学内においても不適切に情報が共有・閲覧されること自体が問題であるにもかかわらず、その点に対する認識が十分ではなかったと考えている。これまで、機密性の分類についても、「学外に漏れないようにする」という観点を中心に整理してきた経緯がある。その結果、Teams のように業務効率化を目的としたツールについて、その適用範囲や運用方法が甘くなっていた面があったのではないかと感じている。先ほども触れたとおり、今後は、機密性の区分や管理の考え方について、「外部への漏えい」だけでなく、「学内における不適切な閲覧・共有」という視点も含めて見直す必要がある。個人情報については、学外の第三者に見られることが問題となるものと、学内であっても限られた者以外に見られること自体が問題となるものとを、明確に区別する必要がある。現在、そのような観点から、情報の区分や運用ルールの見直しを行うよう指示しているところであり、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

本件には、Teams の技術的な問題やガバナンス上の問題があるが、それに加えて、守秘義務に対する意識の在り方も重要な論点であると考える。守秘義務についてどれだけ大学が認識しているのか。学生にも守秘義務について認識させる必要があると考える。

(法人)

守秘義務については、雇用関係にある学生アルバイトやその他の職員については、契約の際に守秘義務に関する取決めを行っているところである。しかし、一般の学生

に対しては、「一般社会通念上のルール」としての説明にとどまっており、例えば「大学内で知り得た個人情報を他者に伝えてはならない」といった点まで、明確に位置付けて徹底するところまでは至っていないのが現状である。今回いただいた指摘を参考に検討を進めてまいりたい。

議事3 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標に期間における業務の実績に関する評価（案）について

<事務局説明>

資料3に基づき、評価（案）について説明。

(委員長)

それでは、本案についての質問、意見をお願いしたい。

(委員)

確かに、本事案が発覚したのは令和7年度である。しかし、実際にはT e a m s の件は、令和4年7月から発生していた可能性がある。そうした中で、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標」や「第7 その他業務運営に関する目標」を「S」や「A」のままにしておくのは、評価をどなたかが見たときにどういうふうに捉えられるのか。発覚した年度で評価し、本件を重く評価するという整理で、本当に十分なのかどうかについては、正直なところ疑問が残る。評価制度そのものの定義や運用について、私自身がすべて把握しているわけではないが、このように評価するのは問題ないのか。

(事務局)

委員からの発言のとおり、今回の事案は、令和7年12月に判明した事案であるが、閲覧可能となっていた期間については、令和6年度以前にまで及んでいる可能性がある。ただし、先ほど法人から説明があったとおり、現時点で確認できている影響範囲は、令和7年6月以降であると認識している。この段階においては、既に評価いただいている見込評価を変更する状況はないものと考えている。ただ、その上で、先ほども申し上げたように、今後、令和6年度以前にまで影響が及んでいたことが明らかになった場合には、来年度以降に実施する令和7年度の事業年度評価や、第2期の中長期目

標期間終了時の最終評価の各段階において、過年度に遡って評価する必要があるかどうかも含めて、改めて議論いただきたいと考えている。

(委員長)

ポイントは、令和7年度の事業年度評価や、中期目標期間終了時の最終評価といった場面で、まず俎上に載ることになるという点である。その際に最も重要なのは、大学が事案の中身をどこまで正確に把握するのか、どこまで遡るのかといった点について整理することであり、併せて、それをどのように自己評価するのかということである。評価の大前提是、大学による自己評価である。その上で、大学の自己評価を受け、事務局がどのように評価するのかが整理され、さらにそれを踏まえて、評価委員会において議論が行われるという流れになる。

しかし、現時点では、事案の全体像がまだ十分に明らかになっていない状況である。現段階では本事案に係る評価を先送りし、内容が明確になった段階で、例えば令和7年度の事業年度評価や中期目標期間終了時の最終評価の場において、改めてしっかりと議論することが重要と考えている。

その結果、仮に本件が極めて重大な事案であると判断されるのであれば、過年度にまで遡って評価を見直す必要が生じる可能性もある。その場合においても、まず大学側の自己評価があり、それに基づく県の評価が行われ、その上で我々が議論するという枠組みで本事案の評価を行うべきと考えている。

(事務局)

まさに指摘いただいたとおり、現時点の評価結果がこのままでよいのかという懸念については、我々としても認識している。

一方で、本件は令和7年の年末に発覚したものであり、その後、原因が何であったのかについて整理を進めている段階である。本日も、委員の皆様から、確認体制の不備があったのではないか、機密性の高い個人情報をそもそも Teams 上で共有してよかつたのかなど、さまざまな観点から検証を行わなければならないと考えている。すなわち、「外部への情報漏えいであったかどうか」だけでは判断できない事案であると認識している。

そのため、現在、この評価結果をどのように位置付けるべきかについて、まさに議論

をしている最中である。現時点では、「本件については別途、改めて検証・評価を行う」という趣旨を明記した上で、項目別評価自体は現行のままとしているという状況である。決して、「このままよい」と考えているわけではないということを、改めて補足させていただく。

(委員)

委員長の発言及び県からの回答のポイントを踏まえると、見込評価（案）の末尾、すなわち最後から2段落目において、「この2件の事案については、令和7年度の事業年度評価及び中期目標期間終了時の中期目標期間評価において十分検証し、評価を行うこととする。」と記載があるが、この「評価」には、再評価も含むという理解でよいか。

要するに、本件が発覚したのは最近であるが、事態そのものは令和6年度以前に生じていた可能性がある。そのため、今後の検証の結果次第では、過年度にまで遡って評価を見直す、すなわち再評価を行うこともあり得る、という理解であれば、この記載で差し支えないのではないかと考える。

(事務局)

今後の調査の状況によっては、再評価も十分にあり得ると考えている。

(委員)

仮に今回の2つの事案を踏まえて、評価を見直すとしたら、具体的にどの項目になるのか。

(事務局)

「第7 その他業務運営の改善に関する目標」の中の「2 安全管理等に関する目標」がある。その目標の中に「(2) 情報セキュリティ体制の整備」があり、こちらが項目別評価の該当部分である。

(委員長)

今の事務局の説明に関連して、追加で一点確認したい。資料3の9ページ「7 その他業務運営に関する目標」に関する部分についてであるが、現在の記述では令和4年

度から令和6年度までの評価を受けて「A」と整理されているが、今後の調査や検証の結果、本件が極めて重大な事案であると判断された場合には、これまでの評価結果そのものに影響が及ぶ可能性があり、その場合、昨年度までの評価結果を受けて記述されている当該ページの評価、現在は「A」とされている部分についても、変更される余地があるという理解でよいのか。

(事務局)

その通りである。

(委員)

今まま評価が「A」となると、「中期目標が良好に達成できる見込みである。」というふうに判断するということか。

(委員長)

過去の経緯を改めて整理すると、現在の評価は、これまでの各年度の評価結果を積み上げた上で、その関連性を踏まえて総合的に整理した結果として「A」となっている。しかしながら、各年度の評価が今回の事案によって、若干変更となる可能性がある。変わった場合には、各年度評価に立ち返り、それを積み上げて、再度評価を決めるという流れだと認識している。

(事務局)

県から補足する。今年度は、これまでに複数回にわたり評価の見直しについて議論をいただいてきたところである。資料3は、各年度の個別項目の評価を積み上げた結果として整理したものであり、結論としては「A」となっている。しかしながら、この「A」については、「今回の事案が発覚した後でも、これまでよいのか」という問題意識を持っている。本来であれば、改めて各年度の細かな項目に立ち返り、評価をやり直した上で、その結果として「第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置」の評価が適切かどうかを判断すべきであると認識している。

仮にこれが4月の段階であれば、そのように元の項目から再度議論を行い、委員の皆様から意見をいただきながら整理していくところであるが、現時点ではその作業を

行う状況に至っていない。このため、今回の評価（案）においては、「本件の事案は評価の対象には含めない」という整理を行い、その旨を3ページ目に明記しているところである。

参考資料5－2として示している第二期中期計画の16ページには、「第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置」の中に、「情報セキュリティ体制の整備」という項目が明記されている。今後は、今回の事案について、これらの各項目に照らしてどのような状況であったのかを調査・整理した上で、どのような評価が適切であるかを改めて判断していく必要があると考えている。

その上で、再び項目別評価に立ち返り、大学側の自己評価及び県の評価を踏まえ、委員の皆様に審議いただくという手続きを、令和7年度の事業年度評価、さらには中期目標期間終了時の評価の策定に向けて進めていきたいと考えている。

したがって、先ほど委員から指摘のあった資料3の9ページの「A」には、今回の事案は反映されていないという認識である。今後、この評価が変更されるかどうかについては、調査結果を踏まえ、大学側及び県当局の評価を経た上で、改めて委員の皆様に意見・議論をいただきながら判断していきたいと考えている。

(委員)

ということは、本事案は令和8年度で評価・検討するということか。

(事務局)

今回の見込評価は、「はじめに」にある通り、令和3年度から令和6年度までの業務実績を調査・分析し、その結果を取りまとめるものである。その上で、令和7年度以降、さらには中期目標期間終了時、すなわち令和8年度の段階において、これまで行ってきた各評価が妥当であったかどうかについて、改めて審議をいただく形となっている。

(委員長)

本事案の調査について、いつまでにどのような形でまとまるのかという点が、まだ見えていない状況である。本件は性質上、すべてが明確にならない可能性も否定できない事案である。

だからこそ、分かっている範囲であっても、きちんと整理し、対応していくことが重要であると考える。あらかじめ一定の時期を目安として設定し、仮にその時点までに全容が判明しなかった場合であっても、その段階で把握できている事実に基づいて、整理が必要ではないか。場合によっては、次の評価の期間までどのように扱うかといった判断も求められることになるだろう。いずれにしても、最も重要なのは、事実関係がどこまで明らかになるのかという点であり、そこが本件の核心であると考える。その点を十分に意識した上で、大学においても、引き続き真摯に対応していただきたいと考える。

(事務局)

タイミングについて、また委員長と相談して、できるだけ速やかに各委員に諮るようにしたい。

(委員)

委員の中でも、今回の事案が、評価項目のうちどの部分に影響を及ぼすのかについては、直ちには分かりにくい面がある。その意味では、委員が指摘されたように、何らかの形で整理して示すのであれば、文章の中で、「本事案がどの項目に影響を与えるのか」という点を明示しておく方が望ましいのではないかと考える。

(事務局)

そのように検討させていただく。

(委員長)

明示できるのか。本事案は「第7 その他業務運営に関する目標」の項目にだけ限定されるものなのか。他の項目には影響されないのか。

(事務局)

我々としては、本件を特定の項目に限定することで、問題を小さく見せていると受け取られることは本意ではないため、あえて限定はしていないところである。ここでの「評価を行うこととする」とは、本件が多岐にわたる論点を含んでいることを踏ま

え、関係し得るさまざまな事項について、全体として見直していく必要があるという考え方に基づくものである。仮に、項目を限定した方が分かりやすいという意見があれば、表現の工夫は検討したいと考えているが、どのような表現が最も適切であるかについては、ぜひ委員の皆様から御意見を頂戴できればありがたいと考えている。

(委員)

「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という状況になることを、私は最も懸念している。おそらく来年の今頃には、本件が誰の記憶にも残らない出来事になってしまう可能性がある。重大な事案について、結局、我々が何ら評価を行わないまま終わってしまった、という結果になることを恐れている。それは県民に対しても、県立大学に対しても、極めて情けない話である。本件は、県民にすでに知らされた事案である。個人情報が大学内で漏えいした、入学試験に不備があった、県立大学はそのような大学なのか、というレッテルが一度貼られてしまったのである。現在、理事長や学長をはじめ、大学の皆さんのが、その信頼を取り戻そうと懸命に取り組んでおられる。その努力こそ、本来、評価されるべきものであると私は思う。

しかし、今のままでは、来年になれば「そんなこと也有ったのか」という扱いになってしまいかねない。本当は、いま起きたこの時点での評価を反映すべきであると私は考えている。刑事事件のように白黒がつく問題ではないが、一度失われた信頼は簡単には回復しない。個人情報とは、そういう性質のものである。だからこそ、事案が発生した年の評価の中に、きちんと反映すべきではないかと考える。それは、評価委員が一方的に言うことではなく、主体である県や大学が、どれほどこの事案を重く受け止めているかを示すこと自体が、我々の評価対象なのである。

本日の説明を聞いていても、まだ認識が十分に深まっていないのではないかを感じた。事案の深刻さや大きさ、大学がどれほど学生の信頼を失ったのか、そのすべてを測ることはできない。しかし、皆さんのがこの出来事をどう認識しているかは、今日のやりとりから伝わってくる。私は、まだ甘いのではないかという印象を持っている。

ところが、現行の整理では、その認識をどこにも評価として反映できない。そのことに、評価委員として、強い悔しさと不満を感じている。

(事務局)

本件については、我々としても重く受け止めたいと考えている。どのような受け止め方を、この記載の中でどのように表現できるのかという点については、改めてもう一度検討したい。具体的には、本日、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、資料3の2～3ページ目の記述について、意見をしっかりと書き込む形で整理し、「評価を行うこととする」という記載の趣旨がより明確に伝わるよう、内容を深めていきたいと考えている。

決して、今回の出来事を「喉元過ぎれば」という形で終わらせる意図はない。本日いただいた意見も踏まえつつ、「十分検証して評価を行うこととする」とは具体的に何を指しているのか、その意味するところを明示的に書き込む形にしたいと考えている。

(委員)

本日、ここで何が議論されたのかという点について、先ほど委員からも指摘があつたような内容も含めて、例えば、「事実確認をするために時間を来年度まで延ばした」のような文言を明確に記述する必要があると考える。

(事務局)

その点については、明確に記述したいと考えている。委員から指摘のあつた点はもとより、具体的には、「情報セキュリティ体制の整備」に関して課題があつた事案であり、加えて、情報セキュリティに関する責任の所在、確認・チェック体制の不備、機密性に対する認識の在り方などを、「この2件の事案については、令和7年度の事業年度評価及び中期目標期間終了時の中期目標期間評価において、」の部分に入れ込みたい。

(委員長)

私は今事務局から発言のあった案に反対である。そもそも、評価というものは、年度ごとに大学側の自己評価があり、それを県が評価し、その結果を材料として本委員会で議論を行う、という手順で進められているものである。

現在示されている評価（案）は、あくまでこれまでに積み上げてきた材料に基づくものである。その評価がまとまった段階で、新たな事案が発生した、というのが現状である。この新たな事案については、本来の手続きを踏んでの議論は何も行われていない。このためここでは、評価（案）に注意喚起する文言を明記して、しっかりと次のステップ

においてきちんと議論するとの考えを示すことが重要と考える。

先ほどまで議論していた内容は大変重要なことではあるが、それはこの評価（案）に記載するのではなく、議事録に書けばいい。見込評価に記載する内容ではない。

(委員)

委員長の意見を踏まえると、案にある「十分検証し、評価を行うこととする」という記載については、委員が先ほど述べられたような考え方も含めて、今後、適切に評価を行うという趣旨である、という解釈をすればよいのではないかと考える。

一方で、我々評価委員には任期があり、任期が終わればそれで終わり、ということになつてはならない。任期終了後であっても、今回の事案に対して大学及び県がどのように対応し、どのように検証・評価したのかが、後から追えるようにする配慮をしていただきたい。

(委員長)

あえて委員長として申し上げるが、そのような内容こそ、きちんと議事録に残すべきである。どのような議論が行われたのか、委員会として何を問題とし、どのような考え方へ至ったのかは、すべて議事録に記載されなければならない。すなわち、「十分検証し、評価を行うこととする」という文言についても、その意味をめぐって本委員会で議論があり、「過去に遡ってでも検証・評価を行う」という趣旨が含まれていることが分かるように、議事録に明確に残す必要がある。

(委員)

私が当初感じていたのは、「評価を行うこととする」という表現が、再評価を含むものなのかどうかが、評価委員の側でも必ずしも明確ではなく、県からの説明を受ける中で初めて理解が進んだ、という点である。そのような状況であるのであれば、やはり表現自体を、もう少し分かりやすく改めた方がよいのではないかと考えたのが、私の当初の問題意識である。その意味で、委員長が「議事録に明記することで担保される」とおっしゃるのであれば、どのように議事録に記載されるのか、その記述の内容も含めて、確認させていただきたいという思いである。

(事務局)

議事録については、本日、皆様からいただいた意見を踏まえ、議論の内容をすべて記載した上で作成し、これを公表する予定である。これは、通常の委員会において行っている対応と同様であり、今回についても、同じ取扱いとしたいと考えている。

修文について、事務局案としては、「十分検証し、評価を行うこととする」という表現が、あらゆる観点を包含するものとして適切であると考えている。どの点を具体的に記載すべきかについては、委員の皆様の意見を伺いたい。

事務局として現時点で具体的な項目を記載していない理由は、「すべてが評価の対象となり得る」という考えに基づくものである。しかし、この表現が分かりにくいという指摘があるのであれば、特定の観点を明示する形に改めるのか、あるいは、議事録を丁寧に作成・公表することにより、本委員会での議論の内容を示す形とするのか、そのいずれが適切かについて、委員の皆様の意見に委ねたいと考えている。

(委員)

まず、この文章は、もともと入試ミスに関する事案を念頭に置いたものである。当該事案については、後日、大学から詳細な説明があり、過去に遡って調査を行った結果、マニュアルが存在しなかったことが判明したこと、さらに、過去の同様の試験においては問題がなかったことまで確認された。大学側が誠意をもって事実関係を遡及的に調査した結果であり、その説明を受けて、当該表現は一定の納得をもって受け止めることができた。

一方で、今回の個人情報漏えい事案は、その後に発覚したものであり、新聞でも大きく報道された。個人情報が閲覧可能な状態にあったという事実については、既に一定程度の事実確認がなされていると理解している。法人からの説明を踏まえても、T e a m sにおける設定や「パブリック」に対する認識の甘さがあったことは、事実として確認されたと受け止めてよいのではないか。そうであるならば、評価対象期間である令和3年度以降に遡ってみても、「閲覧可能な状態であった」という事実自体は存在していた可能性が高い。これは、単なる推測ではなく、一定の事実確認に基づくものと考えられる。

したがって、評価（案）の中で、「今年度は評価ができなかった。次年度に評価を見送る。」と記載すべき。本事案を確認していくと、個人情報が漏洩したというテクニッ

ク上の問題ではなく、実は組織体制に問題があったというように、ガバナンスの問題が見えてくるはず。今回それが評価できないから仕方ないが、突き詰めていくと、必ず原因がある。なので、「過去に遡って、検証する余地がある」などという表現に変える必要があると考える。議事録があった上で、これが最終的なまとめではないかと思う。

(委員長)

それでは、これまでの議論を踏まえて委員長として提案したい。いま議論となっている資料3の3ページ目の記載について、「十分検証し、過去に遡ることも含め、評価を行う」といった趣旨で修文し、「これから評価の際に過去の年度評価に遡って検証する」ことを明示的に記載することを提案する。

この方向性でよいのであれば、この案をベースに、事務局で表現を十分に吟味していただき、大学にも確認をとって、その上で委員長である私が確認し、各委員に了承をとって最終案にしたい。

(委員)

再評価と遡及評価が盛り込まれるのであれば問題ない。

(各委員)

異議なし

議事4 公立大学法人富山県立大学第2期中期目標の一部変更について

議事5 公立大学法人富山県立大学第2期中期計画の一部変更について

<事務局説明>

資料4—1、4—2に基づき、中期目標の一部変更について説明。

<法人説明>

資料5—1、5—2に基づき、中期計画の一部変更について説明。

(委員長)

それでは、本案についての質問、意見をお願いしたい。

(委員)

本件について、情報工学研究科の新設は、時代の要請に即しており、前向きな変更であると評価している。特に地域産業と教育を結び付けようとしている姿勢についても評価したい。

(法人)

一般的には学年進行に合わせ、学部が4年経過した段階で大学院を設置するのが通常である。しかし、本学においては、情報工学分野の大学院を早急に設置するべきという要請が、構想段階から強く示されていたことから、通常より前倒しし、大学院を設置することとしたものである。その際には、修士も博士も前倒しで整理した上で、このタイミングで大学院を設置する判断を行っている。

(委員)

中期目標を途中で変えるということに違和感を覚えた。当初に設定した目的があり、その目的を上回る形で取組みが進んだために内容を変更する、という趣旨であると理解しているが、果たしてそこまで修正する必要があるのか。本変更自体に反対するものではないが、むしろ「当初の目標は非常によく達成された」と評価すれば足りるのではないかとも考えた。やはりこのような形で見直しを行う必要があるのだろうか。

(事務局)

地方独立行政法人法という法律があり、その中で中期目標を定めることとされている。さらに、当該中期目標については、必要に応じて変更することも制度上予定されており、その変更に当たっては、評価委員会の意見を聴くこととされている。

(委員)

情報工学研究科の博士課程の設置について、前期課程には3専攻が設けられている一方で、後期課程については1つの教育課程のみとなっている。このような構成となった経緯について、説明いただきたい。

(法人)

工学研究科においても、これまで博士後期課程については、工学部の各専攻ごとに細分化するのではなく、一定の分野を束ねた形で整理してきた経緯がある。その理由として、大学院の博士後期課程は、より幅広い領域を包含する形で教育・研究を行うことが適当であるとの考え方がある。こうした考え方に基づき、工学研究科では「総合工学専攻」として1つにまとめてきたところである。今回の情報工学研究科の博士後期課程についても、同様の考え方方に立ち、1専攻として整理している。なお、実際の入学者選抜や指導に当たっては、それぞれの分野の専門性に応じ、当該分野の専門教員が審査・指導を行う体制として運用している。

(委員)

ということは、学位審査は3専攻の先生方で行うシステムになっているということか。

(法人)

それが基本である。また、本学の先生だけでなく、少なくとも1名の学外の先生にも入っていいいただいている。

(委員)

この中期目標及び中期計画の変更については、大学院情報工学研究科の開設に対応するものであり、これまでにも看護学部の設置や看護系大学院の開設など、時代の流れや地域のニーズに応じて、柔軟に変化に対応してこられた点は素晴らしいと感じている。

参考資料6に記載されている「知能ロボット工学専攻の入学定員等」について、確認したい点がある。入学定員が24名であるのに対し、合格者が30名となっているが、これは先ほど説明のあった、入試の誤りにより全員を合格としたことの影響によるものなのか、その点を確認したい。

また、入学定員が24名に対して、合格者が30名となった場合、入学できるのは24名なのか。

(法人)

先ほども申したとおり、本学では2年前倒しで大学院を設置しており、情報システム工学専攻及び知能ロボット工学専攻については、下に学科が存在するため、当該学科の4年生が上位の大学院を受験するという構成になっている。

一方、データサイエンス専攻については、現時点では下位に対応する学部学科が存在しない。そのため、情報システム工学専攻や知能ロボット工学専攻に在籍する4年生が、データサイエンス専攻の大学院を受験する形となっている。この結果、入学定員は14名であるが、実際の入学者は12名となるなど、定員との差が生じている。こうした差が生じる一因として、下位学年がまだ存在しないことが挙げられる。

また、入学定員は定めているものの、実際の入学者数は年度によって増減しており、現在の状況としては、入学定員に対して合格者をやや多めに出す運用が続いている。現時点では、合格者として出した者については、全員が入学するものとして取り扱っている。もっとも、委員ご指摘のとおり、入学定員が定められている中で、合格者をそれ以上にしてよいのかという点については、これまでも議論があり、入学定員に厳格に合わせるべきではないかという意見もある。その判断に当たっては、教育・研究設備が大学院生を十分に受け入れられる体制となっているかといった点との兼ね合いも踏まえる必要があり、今後検討していくべき課題であると認識している。現在のところは、合格とした者については全員が入学するものとして、手続きを行っている。

(委員)

大学院の体制が、従来の工学研究科及び看護学研究科から、工学研究科、情報工学研究科、看護学研究科という構成へと移行していくことになる。その結果、これまで6つであった専攻が9つとなるが、これは、大学院全体として規模が拡大するという理解でよろしいのか。

(法人)

拡大すると考えていただいて差し支えない。今回の変更は、対象とする分野が広がるとともに、入学定員も拡大するものであり、「拡大」という整理でよろしいかと思う。

(委員)

近年、情報系をはじめとする工学分野は技術の進歩が非常に速く、大学院段階まで

進学しない場合には、将来的に大きな差が生じてくるのではないかとも感じている。実際、全国のさまざまな大学を見ても、大学院教育の体制はかなり充実してきている。こうした現状を踏まえると、このような方向性で進めていくことは望ましいことであり、私としても賛成である。

(委員長)

本評価委員会から意見書として中期目標と中期計画のそれぞれについて、この案で問題ないか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

では、本評価委員会から意見書としてはこの案のとおりとしたい。
それでは、本日の議事はこれで終了する。